

建設工事の入札参加者 各位

お知らせ ～現場代理人の常駐義務の緩和に関する措置の改定について～

「さいたま市建設工事請負契約基準約款第10条第2項及び第3項」並びに「さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款第10条第2項及び第3項」に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する措置について、現場代理人の兼務を認める工事の対象工事及び兼務要件を改定しましたので、お知らせします。

1 常駐を要しない期間（全ての工事を対象）

（1）常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない次の期間は、現場代理人の常駐を要しないものとします。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ 工事の全部の施工を一時中止している期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（2）常駐を要しない期間の明示

個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は工事記録等の書面により明示することとし、着手するまでの期間など、工程の計画・管理を柔軟に運用する措置ではないことに注意してください。

2 兼務を認める工事（一定の要件を満たす工事を対象）

（1）兼務を認める対象工事

次の各号に掲げる条件のいずれかを満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務することができるものとします。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認める対象工事としていない場合もあります。

一 建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事に該当しない工事

二 単価契約による建設工事

三 建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事のうち、もう一方の工事と密接な関係がある工事

（2）兼務を認める条件

（1）の「兼務を認める対象工事」において、次の条件を全て満たす場合に兼務することができます。

- 一 発注者との連絡体制が確保されていること
- 二 必ずいずれかの工事に常駐していること
- 三 必要に応じて、現場代理人の指示のもとに現場での連絡や作業指示を行う者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと
- 四 兼務する工事同士の距離等については、次のいずれかを満たすこと
 - ① 施工箇所がさいたま市内同士であること
 - ② 市外工事と兼務する場合、工事現場同士の直線距離が10キロメートル以内であること
- 五 さいたま市、国又は他の地方公共団体が発注する工事であること（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

(3) 兼務を認める対象工事の確認方法

「2 兼務を認める工事」の「(1) 兼務を認める対象工事の一及び二」については、原則として入札公告又は入札（見積）に関する注意事項に記載されます。（対象工事以外は、記載がありません。）

「2 兼務を認める工事」の「(1) 兼務を認める対象工事の三」のほか、入札公告又は入札（見積）に関する注意事項に記載されていない場合についても、条件を満たしていれば工事受注後に兼務を認める場合があります。

「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書（様式1号）」により発注者に照会し、確認してください。

(4) 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事が兼務可能であるものであることを確認できる書類（入札公告又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等）を添付して、発注者に「現場代理人の兼務届（様式2号）」を提出してください。

～問い合わせ先～

- ・本取扱い全体に関することについて
⇒ 建設局技術管理課技術管理係（TEL 048-829-1515）へお問い合わせください。
- ・個々の工事に関することについて
⇒ 各工事の発注者へお問い合わせください。